

家族法制部会第5回会議・議事速報

2021年7月27日、法制審議会・家族法制部会の第5回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず、第4回会議に引き続き、部会資料3に基づき、養育費及び面会交流に関する制度の見直しについて調査審議が行われた。そこでは、①養育費の取決め内容に関する規律、②養育費に関する裁判手続、③面会交流の法的概念の整理等の項目が取り上げられ、委員・幹事による幅広い意見交換が行われた。その中では、例えば、現在の協議離婚制度が子の利益に配慮した制度となっていないのではないかとの問題意識から、協議離婚時に弁護士等の中立的立場の専門家が関与し、養育費の取決めの有無や内容について確認する制度を創設することなど、この機会に、協議離婚制度について抜本的な制度見直しも検討すべきではないかとの意見が出されたほか、養育費算定の考慮要素・算定方法の法定化に関する意見、子の利益を実現するための養育費の調停・審判及び民事執行の手続において裁判所が申立人のために相手方の所在地を探索することの可否及びその方法に関する意見など様々な意見が出された。

続いて、父母の離婚が子の生育に及ぼす影響に係る心理学的知見に関して、菅原ますみ委員から最新の研究結果等に基づく発表が行われた後、父母の離婚が子にストレスを与えるプロセスに関する質疑など他の委員・幹事との間で活発な質疑応答がなされた。

その後、比較法検討のために、参考人として、海外法制等について知見を有する研究者4名（金亮完教授、山口亮子教授、小川富之教授、西谷祐子教授）から、離婚後の子の養育の在り方に関する海外法制（韓国・アメリカ・イギリス・オーストラリア・ドイツ）についてヒアリングが行われた。各参考人の氏名等については、本ホームページに掲載している。また、フランス及びタイについて、離婚後の子の養育に関するそれぞれの法制度等をまとめた資料も提供された。

同ヒアリングでは、各参考人から、各国における法制度や実情等を中心とした説明がなされ、引き続き、委員・幹事との間で、活発な質疑応答が行われた。

次回の会議では、部会資料3の面会交流に関する残された論点に関する検討を行うとともに、前記ヒアリング等の結果を踏まえた上で、父母の離婚後の子の養育の在り方に関する論点の検討を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。